ACSES ニュースレター_２１９２号（2021 年 10 月８日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇長岡技科大で火事 実験装置故障か<放送報道>
◇【週刊化学災害ニュース】RISCAD Update　2021 年 9 月第 3 週－10 月第 1 週<産業技術総合研究所>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・在沖米軍、高濃度汚水の責任否定　宜野湾市長に「浄化処理した」<Web 報道>
・日大理事らを逮捕へ　２億２千万円背任容疑　きょう出頭要請　特捜部<新聞報道>／日大理事、きょうにも逮捕へ　特捜部、医療法人側も／日大背任事件で理事ら２人を逮捕<Web 報道>／日大付属病院 背任事件 逮捕の理事 業者選定で評価改ざんか<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・「100 年の視点を」　福島大教授ら汚染水対策で提言<新聞報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 水質汚濁に係る環境基準の見直し
◇水質汚濁に係る環境基準の見直しについて（お知らせ）<環境省>
◇水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境省告示第 62 号）<官報>
◇地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境省告示第 63 号）<官報>
[4] 温暖化対策関係
◇CO2 抑制の切り札？　石炭火力でアンモニア混焼、2 カ月遅れで開始<新聞報道>
[5] 環境安全関係
◇ヒアリ発見場所に強制立ち入り　水際対策で法改正検討―環境省<Web 報道>
[6] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　２件　[開催記録、報告、資料等]　１件
[7] 海外の化学物質管理情報
○欧州：６件　○米国：７件　○オーストラリア：２件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　◇その他：１件

掃溜菊（ハキダメギク）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇長岡技科大で火事 実験装置故障か

＜NHK　2021 年 10 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/niigata/20211001/1030018453.html

１日未明、長岡市にある長岡技術科学大学の研究室１室が焼ける火事がありました。

当時研究室は無人の状態で機械だけで行う実験が続けられていたことから警察は実験装置の故障が出火の原因ではないかと見て調べています。

１日午前０時２０分ごろ長岡市上富岡町の長岡技術科学大学から「建物から火が出ている」と消防に通報がありました。

消防から消防車など１２台が出て消火作業にあたり火はおよそ１時間後にけしとめられましたが「機械建設２号棟」とよばれる建物の５階にある研究室１部屋が焼けました。

これまでの調べによりますとこの研究室には無人の状態で継続して薬品の反応を調べる装置が備え付けられているということで出火当時も無人で実験が続けられていたということです。

警察はこの装置の故障で火が出たのではないかと見て調べています。

◇【週刊化学災害ニュース】RISCAD Update　2021 年 9 月第 3 週－10 月第 1 週

＜産業技術総合研究所(AIST)　2021 年 10 月 6 日＞

https://riss.aist.go.jp/sanpo/riscadnews/riscadupdate/2021/10/p8512/

＊2021/09/05 発生の、米国・ハリケーンによるパイプライン破損で石油が海に流出

：ハリケーン「アイダ」の影響により海中のパイプラインが破損して石油が海に流出。パイプラインを過去に管理していた石油開発会社が、閉込めドームを設置して石油を船舶で回収した。「アイダ」の上陸時には、メキシコ湾岸の製油所の 95%以上が操業を停止していた

＊2021/09/06 発生の、米国・自動車工場でガソリンが漏洩して下水道に流入

：下水道に流入したガソリンは約 5,300L。自動車工場で製造した車両に燃料を供給する配管からガソリンが漏洩した可能性

＊2021/09/08 発生の、インドネシア・紡績工場で火災

：日系企業の紡績工場での火災。原材料倉庫付近から出火した可能性

＊2021/09/13 発生の、福岡・解体工事現場で発電機使用中に一酸化炭素中毒

：作業員 3 名が倒れ、病院に搬送されたが、うち 1 名が死亡し、2 名が軽症。工事現場の地下に設置されていた 3 台の発電機のうち、放水用に使用されていた 1 台に不具合があり、不完全燃焼が起きた可能性

＊2021/09/19 発生の、岩手・農場の鶏舎で火災

：木造平屋建ての鶏舎での火災。鶏舎計 3 棟と事務所など 4 棟、計 7 棟、約 1,100 平方 m が全焼。電気系統の不具合が原因の可能性

＊2021/09/21 発生の、北海道・産業廃棄物処理会社の敷地で枯草の火災

：産業廃棄物処理会社の敷地内に約 7m の高さに野積みされていた枯草約 65t が焼け、約 15 時間後に消火。腐葉土を作るために保管されていた公園や道路で伐採された枯草が、発酵熱の蓄熱により自然発火した可能性

＊2021/09/24 発生の、福岡・高速道路の工事現場で樹脂製資材の火災

：高速道路のスマートインターチェンジの新設工事現場での火災。仮設道路に敷く鋼板の溶接作業中に、樹脂製の資材に着火した可能性

＊2021/10/01 発生の、新潟・大学の研究室で火災

：研究室では物質の研究をしており、前日の夕刻から無人で薬品の反応を調べる実験装置を稼働させていた。実験装置の不具合が起きたか、薬品から出火した可能性

◇*その他の事故、事件*

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025853/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211007_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：88 件

うち重大事故等として通知された事案：25 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025849/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211007_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(食中毒情報)：６件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：43件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：14件

◇*事故、事件の続報*

・在沖米軍、高濃度汚水の責任否定　宜野湾市長に「浄化処理した」

＜共同通信　2021 年 10 月 6 日＞　https://nordot.app/818414929779785728?c=39546741839462401

在沖縄米海兵隊は 6 日、米軍普天間飛行場（宜野湾市）から有害な有機フッ素化合物を含む汚水を処理して排出した直後に、市の採水調査で日本の暫定目標値の 13 倍を超える同化合物が検出された問題の責任を否定した。米軍側と面会した松川正則市長が明らかにした。

松川氏によると、米軍幹部は「（排出前に）汚水を浄化処理した。排出が原因とは考えられない」と説明した。沖縄県などが求めている基地内への立ち入り調査を受け入れるかどうかの言及はなかった。

松川氏は報道陣に「排出が影響していると推察できるが、断言は難しい。米軍の浄化装置がしっかり働いていたのかとの懸念はある」と話した。

・日大理事らを逮捕へ　2 億 2 千万円背任容疑　きょう出頭要請　特捜部

＜朝日新聞　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPB66TD3PB6UTIL045.html

日本大学の付属病院の建て替え工事をめぐる事件で東京地検特捜部は、日大理事（64）と大阪市の医療法人グループの前理事長（61）に対し、7 日に出頭するよう要請した。日大の資金 2 億 2 千万円を外部に流出させて大学に損害を与えたとする背任容疑が固まり次第、逮捕する方針。関係者への取材で分かった。

2 人は特捜部の任意の事情聴取に対し、違法性を否定しているとみられる。

関係者によると、日大は 2019 年 12 月、医学部付属板橋病院（東京都板橋区）の建て替え工事の設計・監理業者を選ぶ業務を、理事が取締役を務める子会社「日本大学事業部」（世田谷区）に委託した。事業部は都内の設計事務所を選び、日大は事業部の提案通り 24 億 4 千万円で 20 年 4 月に契約。一部の約 7 億 3 千万円を同年 7 月に支払った。

翌 8 月、医療法人グループ前理事長が全額出資した実体のないペーパー会社に、設計事務所から 2 億 2 千万円が送金された。特捜部は、送金は理事の指示で、任務に背いて日大に不要な支出をさせて損害を与えたとみている。

翌 9 月には、同グループの関連会社から、理事の知人側のコンサルタント会社に 6600 万円の送金があった。うち 3 千万円は 11 月に知人側の別会社に移され、知人はこのうち計 2500 万円を理事に手渡したことが既に判明。2 億 2 千万円の事実上の分け前として理事個人も利益を得た疑いが持たれている。理事は別のルートで現金を受け取った疑いもあるという。

理事は日大の田中英寿理事長の側近で、特捜部は先月、田中氏の自宅も含めて一斉捜索していた。

・日大理事、きょうにも逮捕へ　特捜部、医療法人側も
＜共同通信　2021 年 10 月 7 日＞　https://nordot.app/818662761373040640?c=39546741839462401
　日本大学の医学部付属板橋病院（東京都板橋区）の建て替え工事を巡り 2 億円超が外部に不正に流出した事件で、日大に損害を与えた疑いが強まったとして、東京地検特捜部は 7 日にも背任容疑で日大理事（64）を逮捕する方針を固めた。関係者への取材で分かった。大阪市の医療法人の前理事長（61）も立件するとみられる。
　特捜部は 9 月、日大本部（千代田区）や日本大学事業部、理事長（74）の自宅（杉並区）などを家宅捜索。押収資料を分析し、理事長を含む複数の日大幹部を聴取して実態解明を進めていた。

・日大背任事件で理事ら 2 人を逮捕
＜共同通信　2021 年 10 月 7 日＞　https://nordot.app/818667041835974656

・日大付属病院 背任事件 逮捕の理事 業者選定で評価改ざんか
＜NHK　2021 年 10 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211008/k10013296961000.html
日本大学の付属病院の建て替え工事をめぐる背任事件で逮捕された理事が、4 社が参加した設計業者の選定手続きで都内の設計事務所の評価が 1 位になるよう点数を改ざんし、契約を結んだ疑いがあることが関係者への取材でわかりました。大学からはこの設計事務所を通じて大阪の医療法人側に 2 億円余りが流出していて、東京地検特捜部は詳しい経緯を捜査しています。
▽日本大学の理事の井ノ口忠男容疑者（64）と
▽大阪市に本部がある大手医療法人「錦秀会」の前理事長、籔本雅巳容疑者（61）は、日本大学医学部附属板橋病院の建て替え工事をめぐり、大学から医療法人側に 2 億円余りを不正に流出させ大学に損害を与えたとして 7 日、背任の疑いで東京地検特捜部に逮捕されました。
関係者によりますと、井ノ口理事は工事の設計業務の契約の窓口を務め、業者の選定は去年、価格や提案力を総合的に評価する「プロポーザル方式」で行われました。
この手続きには 4 社が参加しましたが、井ノ口理事は都内の設計事務所が 1 位になるよう評価の点数を改ざんした疑いがあるということです。
その後、設計事務所は 24 億円余りで業務を受注し、井ノ口理事の指示で 2 億 2000 万円を籔本前理事長が保有する会社にコンサルタント料の名目で送金したということです。
特捜部は、井ノ口理事が籔本前理事長側に確実に利益を提供するため点数を改ざんした疑いがあるとみて詳しい経緯を捜査しています。
関係者によりますと、井ノ口理事は逮捕前の任意の事情聴取に対し容疑を否定していたということです。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・「100 年の視点を」　福島大教授ら汚染水対策で提言
＜朝日新聞　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPB6740TPB6UGTB003.html
　東京電力福島第一原発の汚染水対策の問題点と提言を、福島大の柴崎直明教授（水文地質学）らの研究グループが論文集としてまとめた。柴崎教授は「廃炉作業が 30～40 年で終わるかはわからない。100 年を超える視点で対策が必要だ」と、実績ある工法を組み合わせた対策を提案した。
　柴崎教授や教員らでつくる研究グループは、2015 年 2 月に発足。東電や政府の公表資料を専門的な視点からチェックし、福島第一原発と地質条件が似た南相馬市や大熊町などで現地調査を重ね、今年 7 月、論文集にまとめた。
　福島第一原発では、溶け落ちた核燃料が残る原子炉建屋などに雨水や地下水が入り込み、1 日平均で約 140 トン（昨年度）の汚染水が発生している。政府や東電は、地中に氷の壁（凍土壁）をつくったり、井戸（地下水バイパス）からくみ上げたりして建屋に入る地下水を減らしてきたが、いまも流入は続いている。
　研究グループは凍土壁について、水を通しやすい地層の下限にまで壁が届いておらず、流入を食い止める効果は限定的だと指摘。地下水バイパスも、粘土が多く地下水を通しにくい場所に掘られていて、水を十分にくみ上

げられていないのではないかとみている。

具体的な対応策として、地下ダム工事の方法を参考に、地下にセメントを注入して地盤と混ぜて固め、水を通しにくい壁をつくる方法を提案した。いまの凍土壁よりも深い 35～50 メートルまで全長約 3・7 キロの「広域遮水壁」をつくるという。

これとあわせ、各地で地滑り対策として活用されている井戸のように、広い範囲の地下水を抜くことができる井戸を設置することも提案している。柴崎教授は「この二つを組み合わせることで建屋への地下水の流入を削減できるのではないか」と指摘している。

論文集（228 ページ）は千円で、送料 180 円。発送先の住所と氏名、電話番号を記入し、メール（chidanken@tokyo.email.ne.jp メールする）で注文できる。論文集の到着後、同封の郵便振替用紙で代金を送金する。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21534.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 10 月７日版）

＜厚生労働省　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21520.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・第54回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年10月6日）の資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 10 月 6 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00294.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・北欧で若者へのモデルナ接種中断　心筋炎巡り予防的措置

＜共同通信　2021 年 10 月 7 日＞　https://nordot.app/818639358266081280?c=39546741839462401

北欧のスウェーデンとデンマークの保健当局は 6 日、米モデルナ製の新型コロナウイルスワクチンの接種後、心筋炎などが発生する恐れがあるため、予防的措置として若者への使用を中断すると発表した。スウェーデンは 30 歳以下、デンマークは 18 歳未満が対象。英メディアなどが伝えた。

スウェーデン当局は、接種によって影響を受ける「リスクは非常に小さい」としつつも、若者の間で心筋炎や心膜炎のようなまれな副反応が増えていることを示すデータがあると指摘。デンマークではもともと 12～17 歳に主に米ファイザー製を投与していたが、今後はファイザー製に一本化する方針。

◇大学等関係

・国立大生の自殺率が過去 6 年で最多　コロナ禍「困っていれば相談を」

＜朝日新聞　2021 年 10 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPB13SMFP9WPTIL00Z.html

国立大学の学部生の自殺率が 2020 年度、過去 6 年の調査で最多となった。新型コロナウイルスの感染の広がりが関係した可能性があるという。学生の相談にあたるキャンパスソーシャルワーカー（CSW）らが動画メッセージをつくり、「あなたらしく生活できるように応援したい」と、相談を呼びかけている。

一般社団法人「国立大学保健管理施設協議会・メンタルヘルス委員会」の調査によると、昨年度は国立大学 82 校の学部生 43 万 3032 人のうち 76 人（男性 58 人、女性 18 人）が自殺、または自殺とみられる死因で亡くなった。自殺率では学生 10 万人あたり 17・6 人（男性 21・2 人、女性 11・3 人）で、過去 6 年で最多となった。

調査と分析にあたった茨城大保健管理センター所長の布施泰子教授（精神医学）は、「オンライン授業が導入さ

れ友人と交流する機会が減ったことや、アルバイトがなくなって経済的に困窮するなど自殺のリスクを高める要因が重なった」と指摘する。過去にもリーマン・ショックで不況が広がった 08 年度、学生の自殺率が 10 万人あたり 21・3 人と深刻化したことがあったという。

困ったことがあったら相談を

悩みを抱える学生を救おうと、全国 60 校の公私立大で学生支援にあたる精神保健福祉士や社会福祉士ら 83 人でつくる任意団体「キャンパスソーシャルワークネットワーク」（代表=米村美奈・淑徳大教授）は今年 6 月、約 2 分の動画メッセージを作成し、ホームページで公開。5 人の CSW が「生活費や奨学金、アルバイトなど経済的なことで悩んでいませんか」「研究に集中できないなど学業のことでお困りのことはありませんか」などと呼びかける。

米村教授によると、関東のある大学では学生が自殺未遂をし、救急搬送先の病院から CSW に連絡があった事例があったという。学生は親から虐待を受けて育ち、一人暮らしをするために大学に進学。仕送りがなくアルバイトで学費と生活費を稼いでいたが、コロナ禍でシフトを減らされ生活に困窮していた。CSW は困窮学生に必要な支援策を検討し、フードバンクを通じて食料を届けたり、休まず通学できているかを継続的に見守ったりしている。

団体メンバーの中澤未美子・山形大准教授（社会福祉学）によると、同大学では自宅に引きこもり、外出できなくなってしまった学生を CSW が訪問し、定期的な相談によって回復できたケースがあったという。孤立を防ぐため、大学院生が家庭教師役となって勉強を教える仕組みも新たに設けたという。

米村教授は「経済的な不安などカウンセリングだけでは解決できない問題も、学生と一緒に支援策を考えたい。親や友人に知られたくないことも一人で悩まず CSW に相談してほしい」と話す。（小若理恵）

家族との関係に悩みも

自宅で過ごす時間が長くなり、親や家族との関係に悩む学生も増えている。京都精華大・学生支援センターの宮江真矢さんは「親の過干渉や暴力、家庭内不和などこれまでも同様の悩みはあったが、コロナで際立っている」と指摘する。

「自宅以外に居場所が必要」と求める大学生ら若者の声を受け、宮江さんが運営に協力する京都市ユースサービス協会は 8、9 月の毎週火曜午後 6 時～11 時、若者が立ち寄れる居場所「IND●（E に〈鋭アクセント〉付き）PENDANTS for youth」を試験的に開設した。家に帰りたくないときや、一人になりたくないときなどに利用できる。本格的な運営を模索している。

宮江さんは「何に困っているのか言葉にできず、相談の仕方がわからない若者が多くいる。一言でいいからヘルプを発してほしい」と呼びかけている。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>

・<u>マスク未着用は感染リスク 4 倍に　会食やカフェ利用時</u>

＜共同通信　2021 年 10 月 6 日＞　https://nordot.app/818458444418646016?c=39546741839462401

会食やカフェの利用時にマスクを着用しない人は、会食などに 1 度も行かない人に比べて、新型コロナの感染リスクが約 4 倍になるとの分析結果を、国立感染症研究所が 6 日、明らかにした。脇田隆字所長は「飲食の際は、少人数、短時間とし、飲食時以外はなるべくマスクを着用してほしい」と呼び掛けている。

6～7 月に発熱外来を受診した成人のうち、新型コロナワクチンの接種歴がない 753 人を対象に、発症 2 週間前までの行動歴などを聞き、どの程度リスクが高まるかを分析した。

会食やカフェでのマスク着用が影響するかどうかを調べた結果、着けていなかった場合は、感染リスクが 3.9 倍になった。

****

[3] *<u>水質汚濁に係る環境基準の見直し</u>*

◇<u>水質汚濁に係る環境基準の見直しについて（お知らせ）</u>

＜環境省　2021 年 10 月 7 日＞　http://www.env.go.jp/press/110052.html

本日、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正について告示しました。

本告示により、人の健康の保護に関する環境基準のうち、六価クロムについて基準値を見直すとともに、生活

環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ見直しました。施行期日は令和４年４月１日です。

１．水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準については、公共用水域について 27 項目、地下水について 28 項目が、生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目環境基準」という。）については、公共用水域において 13 項目が定められています。

２．改正の概要

（１）六価クロムに係る基準値の見直しについて

公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の六価クロムの基準値について、現行の 0.05 mg／Ｌから 0.02 mg／Ｌに改正しました（表１）。

表１　基準値を見直す項目

項目名	新たな基準値	現行の基準値
六価クロム	0.02 mg/Ｌ以下	0.05 mg/Ｌ以下

備考　基準値は年間平均値とする。

（２）大腸菌群数に係る環境基準の見直しについて

大腸菌群数を生活環境項目環境基準の項目から削除し、新たに大腸菌数を追加しました。基準値は、現行の類型区分とその利用目的の適応性に基づき設定することとしました。各利用目的の適応性における大腸菌数の基準値及び導出方法の概要は表２～表４のとおりです。

表２　環境基準値【河川】

類型	利用目的 の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	20 CFU／100ml 以下備考2	・水道１級の水道原水及び自然環境保全の実態から基準値を導出
Ａ	水道２級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	300 CFU／100ml 以下	・水道２級の水道原水の実態及び諸外国における水浴場の基準値等を参考に基準値を導出
Ｂ	水道３級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	1,000 CFU／100ml 以下	・水道３級の水道原水の実態から基準値を導出

備考

１　大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

２　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。

３　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海

域もこれに準ずる。)。
４　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

表３　環境基準値【湖沼】

類型	利用目的 の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	20 CFU／100ml 以下備考1	・水道１級の水道原水及び自然環境保全の実態から基準値を導出
Ａ	水道２、３級 水浴 自然環境保全 及びＢ以下の欄に掲げるもの	300 CFU／100ml 以下備考2	・水道２、３級の水道原水の実態及び諸外国における水浴場の基準値等を参考に基準値を導出

備考
１　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。
２　水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000ＣＦＵ／100ml 以下とする。
３　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

表４　環境基準値【海域】

類型	利用目的の適応性	大腸菌数環境基準値 [90%水質値]	基準値の導出方法
Ａ	水浴 自然環境保全 及びＢ以下の欄に掲げるもの	300 CFU／100ml 以下備考1	・諸外国における水浴場の基準値等を参考に基準値を導出

備考
１　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20ＣＦＵ／100ml 以下とする。
２　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

３．施行期日　　令和４年４月１日
添付資料　　別添　改正概要　　http://www.env.go.jp/press/files/jp/116882.pdf
---

◇<u>水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境省告示第 62 号）</u>
［官報］　令和３年 10 月７日　号外　第 227 号　1～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211007/20211007g00227/20211007g002270001f.html

○環境省告示第 62 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和３年 10 月７日　　環境大臣　　山口　　壮

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表１　人の健康の保護に関する環境基準
<table>
<tr><th>項目</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>六価クロム</td><td>0.02mg/L 以下</td><td>規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあつては、それぞれ１から３までに定めるところによる。）
１　規格 65.2.1 に定める方法による場合原則として光路長 50m の吸収セルを用いること。
２　規格 65.2 よ 65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 のｂ）による場合に限る。）試料こその濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120％であることを確認すること。
３　規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合２に定めるとこ</td></tr>
</table>
</td><td>
別表１　人の健康の保護に関する環境基準
<table>
<tr><th>項目</th><th>基準値</th><th>測定方法</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>六価クロム</td><td>0.05mg/L 以下</td><td>規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本産業規格 K0170―7 の７のａ又はｂに定める操作を行うものとする。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

		ろによるほか、日本産業規格K0170－7の７のａ）又はｂ）に定める操作を行うこと。
（略）	（略）	（略）
（略）		

別表２　生活環境の保全に関する環境基準

１　河川

①　河川（湖沼を除く。）

ア

類型 ＼ 項目	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
AA	略	略	略	略	略	20CFU/100ml以下	略
A	略	略	略	略	略	300CFU/100ml以下	
B	略	略	略	略	略	1,000CFU/100ml以下	
C	略	略	略	略	略	－	
D	略	略	略	略	略	－	
E	略	略	略	略	略	－	
測定方法		略	略	略	略	付表10に掲げる方法	

備考

１　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値(0.9Ｘｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

２～３　（略）

４　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

（略）	（略）	（略）
（略）		

別表２　生活環境の保全に関する環境基準

１　河川

①　河川（湖沼を除く。

ア

類型 ＼ 項目	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
AA	略	略	略	略	略	50MPN/100m以下	略
A	略	略	略	略	略	1000MPN/100ml以下	
B	略	略	略	略	略	5000 MPN/100ml以下	
C	略	略	略	略	略	－	
D	略	略	略	略	略	－	
E	略	略	略	略	略	－	
測定方法		略	略	略	略	最確数による定量法	

備考

１　基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

２～３　（略）

４　最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した４段階（試料量が0.1ml以下の場合は１ｍｌに希釈して用いる。）を５本ずつＢＧＬＢ醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、

５　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

６　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）（略）

イ

（略）

(2)　湖沼

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	略	略	略	略	略	20CFU/100ml 以下	略
A	略	略	略	略	略	300CFU/100ml 以下	
B	略	略	略	略	略	－	
C	略	略	略	略	略	－	
測定方法		略	略	略	略	付表 10 に掲げる方法	

備考

１　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

２　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

３　水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道

各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を川いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

（新規）

（新規）

（注）（略）

イ

（略）

(2)　湖沼

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	
AA	略	略	略	略	略	50MPN/100ml 以下	略
A	略	略	略	略	略	1000MPN/100ml 以下	
B	略	略	略	略	－	－	
C	略	略	略	略	略	－	
測定方法		略	略	略	略	最確数による定量法	

備考

水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（新規）

（新規）

２級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,00 に FU/100ml 以下とする。

４　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位(Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）　（略）

イ～エ

（略）

２　海域

ア

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	略	略	略	略	300CFU/100ml 以下	略	略
B	略	略	略	略	略	略	
C	略	略	略	略	略	略	
測定方法		略	略	略	付表 10 に掲げる方法	略	

備考

１　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20C FU/100ml 以下とする。

２　（略）

３　大腸菌に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）　（略）

イ～エ

（略）

付表１～９　（略）

付表 10

大腸菌数の測定方法

１　試薬

⑴　水

日本産業規格 K0557 に規定するＡ１、Ａ２、Ａ３又はＡ４のもの

（新規）

（注）　（略）

イ～エ

（略）

２　海域

ア

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	略	略	略	略	1000MPN/100ml 以下	略	略
B	略	略	略	略	略	略	
C	略	略	略	略	略	略	
測定方法		略	略	略	最確数による定量法	略	

備考

１　水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

２　（略）

（新規）

（注）　（略）

イ～エ

（略）

付表１～９　（略）

付表 10　削除

⑵　特定酵素基質寒天培地

酵素基質５－ブロモ－４－クロロ－３－インドリル－β－Ｄ－グルクロニド（Ｘ－ＧＬＵＣ）を含む特定酵素基質寒天培地（注１）

⑶　水酸化ナトリウム

日本産業規格 K8576 に定めるもの

⑷　水酸化ナトリウム溶液（１　ｍｏｌ／帽

水酸化ナトリウム約 40g を水に溶かして 1,000ml としたもの

⑸　塩酸

日本産業規格 K8180 に定めるもの

⑹　塩酸（１mol/L）

塩酸約 85ml を水に溶かして 1,000ml としたもの

⑺　ペプトン

微生物試験用のもの

⑻　滅菌ペプトン水

ペプトン 1.0 g を水約 950ml に溶かした溶液を、水酸化ナトリウム溶液(1 mol/L)又は塩酸（１mol/L）で高圧蒸気滅菌(121℃で 15 分間行う高圧蒸気滅菌をいう。以下同じ。）後の pH が 6.9～7.1 になるよう調整した後、水を加えて全量を 1,000ml とし、高圧蒸気滅菌したもの

⑼　りん酸二水素カリウム

日本産業規格 K9007 に定めるもの

⑽　滅菌りん酸塩緩衝希釈水

りん酸二水素カリウム 42.5g を水約 500ml に溶かした溶液を、水酸化ナトリウム溶液（１mol/L）で pH を 7.2 に調整し、水を加えて全量を 1,000ml とした後、この溶液の１ml を水に溶かして 1,000ml とし、高圧蒸気滅菌したもの

⑾　塩化ナトリウム

日本産業規格 K8150 に定めるもの

⑿　滅菌生理食塩水

塩化ナトリウム 8.5g を水に溶かして 1,000ml とし、高圧蒸気滅菌したもの

⒀　希釈水

滅菌ペプトン水、滅菌りん酸塩緩衝希釈水、滅菌生理食塩水のいずれかとする。

（注１）大腸菌数試験用の特定酵素基質寒天培地として以下の組成の培地が市販されている。ここで示す培地の組成は、この測定試験法使用者の便宜のために、一般に入手できるものとして例示したが、この組成の培地を推奨するものではなく、これと同等以上の品質、性能を有すると確認された培地を用いてもよい。

培地の組成（培地１Ｌあたり）

ペプトン	10 g
ピルビン酸ナトリウム	1.0 g
Ｌ－トリプトファン	1.0 g
Ｄ－ソルビトール	1.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
りん酸二水素ナトリウム	2.2 g
りん酸一水素ナトリウム	2.7 g
硝酸カリウム	1.0 g
ラウリル硫酸ナトリウム	0.20 g
５－ブロモ－４－クロロ－３－インドリル－β－Ｄ－グルクロニド（Ｘ－ＧＬＵＣ）	0.10 g
５－ブロモ－６－クロロ－３－インドリル－β－Ｄ－ガラクトピラノシド（ＭＡＧＥＮＴＡ－ＧＡＬ）	0.10 g
寒天	15 g

２　器具及び装置（注2）

⑴　計量器具（メスピペット、有栓シリンダー、希釈瓶等）
高圧蒸気滅菌したもの又は同等の性能で滅菌したもの

⑵　メンブランフィルターろ過装置
フアンネル及びフィルターホルダーは高圧蒸気滅菌したもの又は同等の性能で滅菌したもの

⑶　メンブランフィルター
直径 47㎜、孔径 0.45μｍの円形のメンブランフィルターで高圧蒸気滅菌したもの

⑷　ペトリ皿
ガラス製で、約 170°Ｃで約１時間乾熱滅菌したもの又は日本産業規格 K0950 に定めるプラスチック製滅菌シャーレ

⑸　恒温装置
装置内の温度を 37℃付近に調節できるもの

⑹　拡大鏡
２倍程度の拡大倍率をもつもの

（注２）市販の滅菌済みの器具及び装置を用いてもよい。

３　試料の採取及び保存

試料は、滅菌した密封できる容器に採取し、速やかに試験する。試料採取後直ちに試験ができないときは、０～５℃（凍結させない）の暗所に保存し、９時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。

なお、希釈に用いる検水の量を考慮し、十分な採水量を確保するように努める。

４　試験操作

⑴　培地の調製

(a)　培地の粉末を三角フラスコ等に量りとり、かき混ぜながらゆっくり水を加え分散させる。

(b)　沸騰水中で寒天が完全に溶けるまで加熱を繰り返す(注3)。

(c)　寒天が溶解した後で速やかに50℃程度に冷却し、培地の厚さが５mm程度になるようにペトリ皿に分注し、寒天を凝固させる。

(注3)　培地の種類によって培地調整時に滅菌操作が必要となる場合は、高圧蒸気滅菌を行う。

⑵　検水の調製

検水量は100ml とし、メンブランフィルター上のコロニー数が100を超えると予想される場合は希釈し、メンブランフィルター上のコロニー数を20～100個程度とする(注４)。希釈の操作は次の例による。

(a)　希釈瓶(注５)に希釈水を90ml 入れる。

(b)　10倍希釈の場合は、希釈水90ml が入った希釈瓶に検水10ml をメスピペットで採り、十分に振り混ぜる(注６)(注7)。

(c)　100倍希釈する場合は(ａ)(ｂ)に従って操作し、(ｂ)から10ml 採り、希釈水90ml が入った希釈瓶に入れ、十分に振り混ぜる。

(d)　更に希釈する場合は、同様な操作を行って希釈を繰り返す。

(注４)　10倍や100倍など、10倍ごとの数段階の検水を調製する。

(注５)　使用する元の検水量が少ない場合は試験管を用い、9ml の希釈水に1ml の検水を加えてもよい。

(注６)　メスピペットはその都度、滅菌済みのものを用いる。

(注７)　希釈した後の検水は微生物が増殖や死滅を起こすことがあるため、調製後は速やかに操作を行う。

(3)　ろ過

(a)　滅菌済みのフィルターホルダーを吸引瓶に取り付け、ピンセットを用いてメンブランフィルターをフィルターホルダー上に置き、ファンネルをつけて固定する。

(b)　ろ過する検水を振り混ぜて均一化し、適量(注８)を有栓シリンダー等(注９)に採　り、ファンネル内に注いで吸引ろ過する。

(c)　ろ過した後に希釈水を用いて有栓シリンダー及びファンネルの内壁を２～３回洗浄し、吸引ろ過する。

（注８）　１枚のメンブランフィルターで吸引ろ過する検水量は 40ml 以上を基本とするが、土粒子による濁りに起因するコロニーの滲みにより、計数が困難となることが予想される場合は、１枚で吸引ろ過する検水量を 40ml 未満とし、複数のメンブランフィルターを用いて吸引ろ過の回数を増やすこととする。

（注９）　検水量に応じて適切な器具を使用する。

⑷　培養

(a)　検水をろ過したメンブランフィルターを、ろ過面を上にして培地上に気泡ができないように密着させる。

(b)　ペトリ皿に上皿を被せて、倒置する。

(c)　37℃付近の恒温装置に倒置した状態で 24 時間程度培養する（注 10）。

（注 10）　培養温度と時間は使用する培地の使用説明書を参照する。

⑸　菌数の計数

(a)　培養後、拡大鏡を用いてフィルター上の青色のコロニーを数える（注 11）。

(b)　次の式から試料中の大腸菌数を算出する（注 12）（注 13）（注１４）。

ａ＝（ｍ／Ｖ）ＸＰＸ１００

ａ　試料 100ml 中の大腸菌数

ｍ　フィルター上の大腸菌コロニー数

Ｖ　ろ過に用いた検水量（ｍ１）

Ｐ　希釈倍率

（注 11）　大腸菌が特異的に保有・産生する酵素 β－グルク□ニダーゼと、培地の成分である酵素基質Ｘ－ＧＬＵＣとが反応して青色を呈するため、大腸菌は青みを帯びた色のコロニーとなる。一方、大腸菌群が保有・産生する酵素β－Ｄ－ガラクトシダーゼと反応して赤色を呈する酵素基質５－ブロモ－６－クロロ－３－インドリル－β－Ｄ－ガラクトピラノシド（ＭＡＧＥＮＴＡ－ＧＡＬ）又は６－クロロ－３－インドリル－β－Ｄ－ガラクトピラノシド（Salmon－β－Ｄ－ＧＡＬ）が含まれている培地については、大腸菌群は赤みを帯びた色のコロニーとなって両者の識別が可能となる。培地の組成によりコロニーの色調が異なることがあるため、コロニーの色調や識別に際しては使用する培地の使用説明書を参照する。

（注 12）　１つの試料につき(3 ト(5)の操作を２回以上繰り返し試験として行い、得られた全ての結果(希釈試料の場合には､原則としてコロニー数が 20～100 個のもの)を算術平均する。ただし、粒子や大きなコロニーが重なり合うなど計数しにくいときは、状況に応じてより計数しやすいフィルターを適宜選択する。 （注 13）　数値の丸め方は日本産業規格 Z8401 のとおりとする。 （注 14）　試験結果の単位はＣＦＵ(コロニー形成単位(Colony Forming Unit の略)／100ml とする。 ⑹　空試験 ろ過に用いた検水量と同量の希釈水を用い、⑶～⑸の操作を１回行い、結果を整理しておくことが望ましい。 付表 11～14　（略）	付表 11～14　（略）

◇地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境省告示第 63 号）

［官報］　令和３年 10 月７日　号外　第 227 号　10 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211007/20211007g00227/20211007g002270010f.html

○環境省告示第 63 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成九年三月環境庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和３年 10 月７日　　環境大臣　　山口　　壯

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後

別表

項目	基準値	測定方法
（略）	（略）	（略）
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあっては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　規格 K0102 の 65.2.1 に定める方

改　正　前

別表

項目	基準値	測定方法
（略）	（略）	（略）
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170－７の７のａ）又はｂ）に定める操作を行うものとす

		法による場合　原則として光路長 50m の吸収セルを用いること。 ２　規格 K 0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 K0102 の 65. の備考 11 のｂ）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分(0.02 mg/Ｌ)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 ３　規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合　２に定めるところによるほか、規格 K0170 －７の７のａ）又はｂ）に定める操作を行うこと。			る。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）		

****

[4] ***温暖化対策関係***

◇CO2 抑制の切り札？　石炭火力でアンモニア混焼、2 カ月遅れで開始

＜朝日新聞　2021 年 10 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPB65GW3PB60IPE013.html

東京電力グループと中部電力が共同出資する火力発電大手 JERA と重工大手 IHI は 6 日、二酸化炭素（CO2）の排出を抑える実証実験の一環で、石炭火力発電所でアンモニアを混ぜて燃やし始めたと発表した。碧南火力発電所（愛知県碧南市）の燃焼装置の一部を改造し、微量のアンモニアを混ぜられるようにした。当初は 8 月から始める計画だったが、関係機関との調整が長引いて遅れたという。

アンモニアを 0・02%混ぜて燃やす。来年 3 月までの予定で、装置への影響などを分析する。2024 年度にはアンモニアの割合を 20%に高めたい考えだ。

アンモニアは燃焼時に CO2 が出ない。経済産業省は、水素と並ぶクリーンなエネルギーになり得るとして普及を後押ししている。だが、燃焼技術の確立や大量調達ルートの確保といった課題もある。

・アンモニアで発電実験開始　ジェラ、愛知・碧南火力発電所で

＜共同通信　2021 年 10 月 7 日＞　https://nordot.app/818388273541660672?c=39546741839462401

東京電力ホールディングスと中部電力が出資する発電会社 JERA（ジェラ）は 6 日、碧南火力発電所（愛知県碧南市）で、アンモニアを燃料に混ぜて発電する実験を始めたと発表した。

アンモニアは燃やしても二酸化炭素（CO2）が発生しない。実験は 2022 年 3 月までで、アンモニアを燃料の石炭に 0.02%混ぜて燃やす。期間中に計約 200 トンのアンモニアを使用し、40 万キロワット時分の電力を CO2 を出さずに発電できる見込みという。

今回の実験で、アンモニアの混焼用のボイラー開発のため材質などの検証を行い、24 年度にアンモニアを 20%混ぜて発電する大規模実験を目指している。

****

[5] ***環境安全関係***

◇ヒアリ発見場所に強制立ち入り　水際対策で法改正検討―環境省

＜時事ドットコム　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021100600748&g=soc

環境省は、強い毒を持つ特定外来生物「ヒアリ」の水際対策を大幅に強化する方針を固めた。港湾などでヒアリと疑われるアリが見つかった際、民間事業者が管理する敷地内のコンテナやその周辺への立ち入り調査を強制的に行えるようにする。発見時の連絡も法的に位置付ける考え。同省は来年の通常国会に外来生物法改正案を提出する方向で検討している。

ヒアリがいる疑いのある場合、同省職員らが調査目的で現地に立ち入るには、現在は管理者の協力を得る必要がある。協力は任意のため、コンテナの運搬業務に支障が出るなどの理由で断られるケースがあるという。

専門家がヒアリと確認すれば、強制的に立ち入ることができるが、判別作業には数日かかるため、防除が遅れて周囲に拡散する恐れがある。発見時の通報も、任意で協力を呼び掛けるレベルにとどまっている。

そこで同省は、迅速に対応するため、職員らの立ち入りに法的な権限を与える方向だ。ヒアリを発見した事業者が自治体を通じて環境省に連絡する体制に法的根拠を持たせることも検討。通報をより強く促す仕組みにする。

現在、ヒアリが混入している可能性のあるコンテナは、他の場所に移すことを規制できないが、法改正では拡散を防ぐため、専門家の判別が終わるまで移動を制限したい考えだ。

ヒアリは攻撃性が極めて高く、刺されると強い痛みが生じ、最悪の場合死に至ることもある。国内に定着すると、公園で子どもが素足で遊べなくなるなど生活に多大な影響を与える恐れがある。

ヒアリ、遭遇したらどうする？～身を守るための対処法～

https://www.jiji.com/jc/v4?id=201708fireant0001

****

[6] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会（第 835 回）の開催について【10 月 12 日開催】

＜内閣府　2021 年 10 月 7 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai835.html

（１）ゲノム編集技術を利用して得られた魚類をめぐる動きについて

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP202216)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）その他

・産業構造審議会保安・消費生活安全分科会火薬小委員会の特則検討ワーキンググループ（第１３回）

10 月 14 日

＜経済産業省　2021 年 10 月 7 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/42506

(1)火薬類製造施設の停滞量の増加に係る特則承認について

(2)その他

・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会エアコンディショナー及

び電気温水機器判断基準ワーキンググループ（第４回）　　10 月 18 日
＜経済産業省　2021 年 10 月 7 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/42547
1. エアコンディショナーの対象範囲、測定方法等について
2. エアコンディショナーの次期目標基準の方向性について
・第 16 回医師の働き方改革の推進に関する検討会の開催について　　１０月１４日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21427.html
・Ｃ－２水準の対象分野等の考え方及び技能等に関する審査の運用について

[開催記録、報告、資料等]
・第 3 回カーボンリサイクル産学官国際会議 2021 を開催しました　　10 月 4 日
＜経済産業省　2021 年 10 月 6 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211006002/20211006002.html
****

[7] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 556 号　2021 年 10 月 6 日　から＞

〇欧州

・Industrial accidents: Commission report shows improvement in preventing major accidents involving dangerous substances
＜欧州委員会(EC)　2021 年 9 月 29 日＞
https://ec.europa.eu/environment/news/industrial-accidents-commission-report-shows-improvement-preventing-major-accidents-involving_en
欧州委員会は、危険な物質が関与する重大な事故の危険性の管理に関する指令 2012/18/EU (Seveso III 指令) の施行と効率的な機能について、欧州議会と理事会に宛てた報告書を公開した。報告書では、2015 年～2018 年の期間、欧州における労働災害の数が低レベルで推移し、欧州加盟国がこの指令の規定を適切に施行していることを示していると説明している。

・Policy framework on biobased, biodegradable and compostable plastics
＜欧州委員会(EC)　2021 年 9 月 29 日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13138-Policy-framework-on-biobased-biodegradable-and-compostable-plastics_en
欧州委員会は、循環プラスチック経済への移行を促進するため、バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックの使用に関する明確な政策の枠組み確立に向けたロードマップを公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/10/27 まで。バイオベース、生分解性、および堆肥化可能なプラスチックについては　→
https://ec.europa.eu/environment/topics/plastics/bio-based-biodegradable-and-compostable-plastics_en

・Occupational exposure limits - Consultations on OEL recommendation
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 27 日＞
https://www.echa.europa.eu/oels-pc-on-oel-recommendation
ECHA は、１，４－ジオキサン (CAS RN 123-91-1) の作業場における職業暴露限界 (OEL) について、リスク評価委員会 (RAC) が作成した科学的報告書に対する意見募集を開始した。意見提出は 2021/11/26 まで。

・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 30 日＞
https://www.echa.europa.eu/web/guest/information-on-chemicals/testing-proposals/current
ECHA は、無益な動物試験を回避するため、REACH 登録された 14 物質における 23 の試験提案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/11/15 まで。

・Final report of ECETOC trilogy on polymers presents seven case studies addressing different components of safety assessment
＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2021 年 9 月 29 日＞
https://www.ecetoc.org/mediaroom/final-report-of-ecetoc-trilogy-on-polymers-presents-seven-case-studies-a

ddressing-different-components-of-safety-assessment/
ECETOC は、CF4Polymers として知られる新しいポリマーリスク評価に関する三部作の最終のテクニカルレポート（TR 133-3）を公開した。この TR 133-3 には安全性評価の異なる要素に対する 7 のケーススタディーが示されている。
Polymer Risk Assessment（CF4Polymers）into Practice　→
https://www.ecetoc.org/publication/tr-133-3-case-studies-putting-the-ecetoc-conceptual-framework-for-polymer-risk-assessment-cf4polymers-into-practice/
・欧州化学物質庁、二酸化チタンの分類と表示に関する新しいガイドを発表　（発表日：2021/9/20）
＜環境展望台：国立環境研究所　2021 年 9 月 20 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=32504

○米国

・EPA Launches Nationwide Initiative to Reduce Lead Exposure in Underserved Communities
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 27 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-launches-nationwide-initiative-reduce-lead-exposure-underserved-communities
EPA は、環境負荷の高いコミュニティにおける鉛暴露を削減するための全国的な新しいトレーニングイニシアチブ「教育と活動支援による鉛安全作業の強化(ELSWPEO)」を開始することを発表した。
・Parent Company Definition for Toxics Release Inventory（TRI）Reporting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 28 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/28/2021-20965/parent-company-definition-for-toxics-release-inventory-tri-reporting
EPA は、有害化学物質排出目録（TRI）の報告における「親会社」の定義を成文化する提案規則に対し意見募集することを官報公示した。現在の規則では、TRI を報告する施設は年次報告フォームで親会社を特定することが義務付けられているが、定義は存在していない。親会社のデータ要素をフォームにどのように表示するかを明確化し、報告の負担軽減を図るためと説明している。意見提出は 2021/11/29 まで。
・Protection of Stratospheric Ozone: Standards Related to the Manufacture of Class II Ozone-Depleting Substances for Feedstock; Notice of Proposed Rulemaking
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 29 日＞
https://www.federalregister.gov/documents//2021-20746/protection-of-stratospheric-ozone-standards-related-to-the-manufacture-of-class-ii-ozone-depleting
EPA は、大気浄化法の規制対象であるクラス II のオゾン層破壊物質を製造する工場で発生する HFC-23 の排出を制限する提案規則を官報公示し、意見募集を開始した。意見募集は 2021/11/15 まで。
関連情報→ https://www.epa.gov/ozone-layer-protection
・IRIS Public Science Meeting (Nov 2021)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 30 日＞
https://www.epa.gov/iris/iris-public-science-meeting-nov-2021
EPA は、ナフタレンに関する統合リスク情報システム（IRIS）公開科学会議を 2021/11/09 に開催することを発表した。会議の予備的な議題は 10 月末に掲載される予定で、会議への参加登録は 2021/09/30～2021/11/07 と案内している。ナフタレンの IRIS 評価計画　→ https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=340791
・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; National Volatile Organic Compound Emission Standards for Aerosol Coatings (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 30 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/30/2021-21286/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-national
EPA は、エアゾール塗料の国内揮発性有機化合物（VOC）排出基準（更新）と題する情報収集要求（ICR）を審査と承認のため行政管理予算局(OMB)に提出したことを通知し、そのため 30 日間の追加の意見募集することを官報公示した。意見提出は 2021/11/01 まで。

・EPA Releases Draft Strategic Plan to Address Climate Change and Advance Environmental Justice and Equity
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 10 月 1 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-draft-strategic-plan-address-climate-change-and-advance-environmental
EPA は、2022～2026 年度の EPA 戦略計画(案)が官報公示され、2021/11/12 まで意見募集されることを発表した。この戦略計画は、バイデン・ハリス政権の優先事項を達成するためのロードマップを共有し提供するものと説明している。
EPA の官報公示　→
https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/01/2021-21349/draft-fy-2022-2026-environmental-protection-agency-strategic-plan
・Health and Safety Data Reporting; Addition of 20 High-Priority Substances and 30 Organohalogen Flame Retardants; Extension of Submission Deadline
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 10 月 1 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/10/01/2021-21164/health-and-safety-data-reporting-addition-of-20-high-priority-substances-and-30-organohalogen-flame
EPA は、TSCA 第 8 条(d)に基づく「健康と安全データ報告規則」を改正する最終規則を官報公示した。当該規則は、50 の特定の化学物質の製造業者(輸入業者を含む) に対して、未公表の健康および安全性試験の特定のリストと写しを EPA に提出することを求めるものであるが、改正により提出期限 2021/09/27 を延長し、20 の高優先物質については 2021/12/01 まで、30 の有機ハロゲン難燃剤については 2022/01/25 までとする。この最終規則は 2021/10/01 に発効する。

〇オーストラリア

・Chemicals added to the Inventory following issue of assessment certificate (early listing) - 27 September 2021
＜オーストラリア　2021 年 9 月 27 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-following-issue-assessment-certificate-early-listing-27-september-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法 (IC Act 2019) 第 83 条に基づき、審査証明書発行に次いでインベントリに追加された工業化学品を
公開した。
・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment - 30 September 2021
＜オーストラリア　2021 年 9 月 30 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-30-september-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法 (IC Act 2019) 第 82 条に基づき、審査証明書の発行後 5 年間が経過し、インベントリに追加された 6 件の工業化学品を公開した。
****

[8] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・WHO マラリア予防ワクチン 初めて“推奨する”と発表
＜NHK　2021 年 10 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211007/k10013295491000.html
WHO＝世界保健機関は、世界で多くの幼い子どもの命を奪ってきたマラリアを予防するためのワクチンを初めて推奨すると発表し「公衆衛生の歴史を変えるものだ」として広く接種を進めたい考えを示しました。
マラリアは蚊が媒介する感染症で、WHO によりますと毎年、アフリカの幼い子どもを中心に世界で 40 万人以上が死亡しています。
WHO は、イギリスの製薬大手グラクソ・スミスクラインなどが臨床試験で有効性と安全性を確認したとするワクチンを、2019 年以降、アフリカのガーナ、ケニア、マラウイの 3 か国で 80 万人以上の子どもたちに接種し、さ

らなるデータを集めてきました。
このワクチンについて WHO は 6 日、重症化するリスクを 3 割引き下げることが確認できたとして、今後、各国での接種を推奨すると発表しました。
WHO がマラリアを予防するためのワクチンを推奨するのは、これが初めてです。
記者会見したテドロス事務局長は「30 年以上かけて開発したワクチンは、公衆衛生の歴史を変えるものだ」と述べ、今後、マラリアの感染リスクが高いアフリカなどで広く接種を進めたい考えを示しました。

◇***その他***

・結婚は？子供何人？　奨学金支給学生にアンケート　批判受け中止
＜毎日新聞　2021 年 10 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211007/k00/00m/040/012000c
学生への奨学金事業を手がける日本学生支援機構が、給付型奨学金の支給対象者に対し、将来の結婚の意思や希望する子どもの数などを聞くアンケートを回答者が特定できる形で実施し、学生や識者から「ハラスメントではないか」と疑問の声が上がっている。機構は「給付型奨学金は少子化対策として行われており、その効果を確認するため。強制ではない」と目的を説明したが、6 日、毎日新聞の取材を受けた後にアンケートを中止した。給付型奨学金は「少子化対策」
　給付型奨学金は返還不要の奨学金で、高等教育無償化の一環として 2017 年度に一部が開始され、20 年に規模を拡大し本格始動した。文部科学省の資料によると、高等教育無償化は「低所得者世帯の者でも社会で活躍する人材を育成する大学に修学できるよう､経済的負担を軽減することにより少子化の進展に対処する｣としており、財源を消費税とする「少子化対策」と位置づけられている。
　日本学生支援機構によると、このアンケートは給付型奨学金を利用し、今年度に卒業する大学 4 年生や専門学校生などが対象。10 月 4 日以降、奨学金を利用する学生が学校に在籍していることや住所などを機構にオンラインで報告する「在籍報告」と呼ばれる手続きの際に実施している。手続きは中旬までの予定で、在籍報告の入力を終えた後、アンケートが表示され、機構が協力を呼びかけていた。
「少子化対策の効果をはかるた…
********** 以上 **********